

| | |
|------------------|---|
| Title | 東畑隆介氏学位請求論文審査要旨 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1997 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.66, No.4 (1997. 7) ,p.193(669)- 198(674) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 彙報 |
| Genre | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970700-0193 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙報

東畑隆介氏学位請求論文審査要旨

内容の要旨

本論文は、いわゆる三月前期（一八一五―一八四八年）のドイツ自由主義運動の一環として、一八三七年にハノーファー国王に即位したエルンスト・アウグストの憲法廃止に触発されて起こった「ゲッティンゲン七教授事件」を中心にその前後の事情を国制史的な観点から研究したものである。

本論文の目次は、以下のように構成されている。

序論

第I部 一八三三年憲法の制定

第1章 オステローデとゲッティンゲンの暴動

第2章 全国議会の討議

第3章 代表と第四回全国議会に至る選挙の経過

第4章 ダールマンと官房府の憲法法案

第5章 法案に対する議会の立場

第6章 一八三三年の憲法

第II部 ゲッティンゲン七教授事件

第7章 エルンスト・アウグストの憲法廃止

第8章 ゲッティンゲン七教授の抗議

第9章 大学監督局・学長ベルクマンの見解

第10章 国王・シェーレの見解

第11章 教授・学生・国民の反応

第12章 ゲッティンゲン七教授事件の史的意義

第III部

第13章 憲法闘争の終焉―一八四〇年憲法の成立―

第14章 第二院の抵抗とオスナブリュック市の提訴

第15章 憲法紛争のクライマックス

第16章 一八四〇年の憲法

以下に本論文の要旨を記す。

第I部は、一八三一年の暴動から一八三三年九月の憲法の制定までを取り上げる。

一八三〇年の凶作、フランス七月革命に触発されて、オステローデとゲッティンゲンでは、一八三一年に暴動が発生した。ハノーファーの国王を兼任していたイギリス国王ウィリアム四世は、ミュンスター伯を解任して、ケンブリッジ公をハノーファーの国王代理に任命した。騒擾を押さえるためには、近代的な憲法の制定が必要と見なされた。一八三一年に召集された全国議会が憲法について討議する一方、政府（官房府）は、ゲッティンゲン大学教授ダールマンに憲法法案の作成を依頼した。ダールマンの作成した法案は、官房府文書局書記官ウツペローデによって仕上げられ、ロンドンへ送られた。ウィリアム

四世は、法案の約一四七条の余り重要でない条項を修正して、一八三三年九月二六日に新憲法が公布された。

新憲法は、序、八章一六五条、結びから成る。その主な内容は、国王の地位、権限に関して「国王は、国家の元首として一身に全国家権力を統合」し、即位のさい勅書において憲法遵守を誓約する義務を負う。臣民の権利と義務に関して、信仰と良心の自由、人身と財産の自由と全住民の兵役負担の義務が、議会に関して、全王国に關係する法律の公布、廃止は議会の同意を要すること、議会には大臣弾劾権が認められることなどである。

このような内容の憲法の成立によって、ハノーファーは立憲主義国家となった。

第Ⅱ部は、新国王エルンスト・アウグストの憲法廃止を契機として起こったいわゆる「ゲッティンゲン七教授事件」を取り上げている。

一八三七年にウイリアム四世が没して、弟のエルンスト・アウグストがハノーファー国王に即位した。即位前から一八三三年の憲法に反対していたエルンスト・アウグストは、前国王ウイリアム四世が、憲法発布前に議会の同意なしに憲法の若干の条項を修正したことを理由に、一八三七年一月一日の勅令で憲法を廃止し、憲法に基づいて召集された議会を解散し、新憲法制定のために新たに議会を召集することを命じた。これに対してダールマンを指導者とするゲッティンゲン大学の七教授が抗議書を作成し、十一月一八日に大学監督局に発送した。抗

議は、官吏（邦立大学の教授）として憲法に対して行った宣誓に忠実でありたいという非政治的な動機（良心）に発するものであったが、宣誓に忠実でありたいという立場から、憲法の諸規定に反して召集される議会の合法性を否定したことは、政治的な行為であり国王との衝突は避けられなかった。

大学監督局が、事件を外にももらさないように努力したにもかかわらず、七教授の抗議は、ハノーファーの内外に知れ渡った。抗議書の流布が、彼の暴挙に対する人民の反対運動を誘発することを恐れた国王は、合法的手続き抜きで、七教授を即刻免職した。しかし七教授の職を賭しての抗議は、ドイツ国民に大きな感銘を与え、この事件を契機として、大学教授の政治的意見が尊重されるようになり、一八四八年まで大学教授が、オピニオンリーダーとして活躍したことや失職した教授たちの生活のための活発な募金運動を行った「ゲッティンゲン協会」のような最初の国民的政治運動の刺激となったことに、この事件の史的意義が認められる。

第Ⅲ部は、全国議会の憲法廃止に対する闘争とその挫折、憲法紛争に終止符を打った一八四〇年八月六日に公布された「ハノーファー王国の憲法」を取り上げている。

憲法廃止後に召集された議会は、憲法に違反して召集されたことを理由に、それ自らの合法性を否定する提訴をドイツ連邦に対して行った。しかし連邦議会は、一八三九年九月に、ドイツ連邦は、ハノーファーの現行制度に干渉する権利を持たないとするオーストリアの提案を賛成一〇反対六の投票で採決した。

これによってハノーファーの護憲運動は挫折した。

一八四〇年三月一九日に議会が召集された。憲法紛争に疲れた議会は、政府の提出した憲法法案を審議、修正した後可決し、一八四〇年の憲法が成立した。

この憲法は、一八三三年の憲法に比べて、議会の立法の権能を制限し、大臣責任制度を廃止し、南ドイツの立憲主義諸邦の憲法よりも君主制の原理を強調している。しかしそれは、エルンスト・アウグストの法思想から予想されたような古い身分制的な制度への大後退をもたらさなかった。憲法の改正は、国王と全国議会との同意の下でのみ行われ得ることが確認され、一八三三年の憲法に比べて制限されているが、議会の立法への決定的関与と個人の基本権が憲法によって保証されている点で、ハノーファー王国は、近代立憲国家の性格を維持し続けたと結論している。

論文審査の要旨

東畑隆介君の提出した学位論文の主論文は、同君の著書『ドイツ自由主義史序説』（近代文芸社、一九九四年）に収録された論文「ハノーファー王国の憲法紛争」に一八三三年九月二六日に公布された「ハノーファー王国の基本法」及び一八四〇年八月六日に公布された「ハノーファー王国の憲法」の全訳を付し、本文中に引用されている憲法の訳文を付録のそれと一致するように書き改めたものである。なお上掲した著書に収録された四論文、「プロイセン農民解放の理念について」、「シユタイ

ン市政の成立と展開」、「ハルデンベルクと『国民代表制』の問題について」、「フリードリヒ・クリストフ・ダールマンの政治思想」を副論文としている。

本論文は、以下に記す三部から構成されている。

第一部 一八三三年憲法の成立

第二部 ゲッティンゲン七教授事件

第三部 憲法紛争の終焉—一八四〇年憲法の成立—

第一部は、一八三〇年革命の影響のもとにハノーファー王国の中で発生したオステローデとゲッティンゲンの暴動（一八三一年）から始まる。ハノーファー国王を兼任していたウィリアム四世は、ミュンスター伯を解任して、ケンブリッジ公をハノーファーの国王代理に任命した。ここから一八三三年の憲法の制定をもたらす改革の道が開かれた。次いで一八三一年三月七日に召集された全国議会の討議の内容が詳細にあとづけられる。そのさい、ブラウンシュヴァイクで一八三一年に刊行されたガンスの議事録を参照している点が、同時代の史料の利用という意味で注目される。ゲッティンゲン七教授事件の主役となるダールマンの作成した憲法法案（二三一—一六頁）、それを仕上げた官房府文書局書記官ウツペローデの憲法法案（一六一—一八頁）も詳しく紹介されている。一八三三年九月二六日に公布された「ハノーファー王国の基本法」は、一八一九年の憲法に比べて、三月前期の自由主義思想をより濃厚に反映したものであって、ここにハノーファーは、「立憲主義国家の陣営に加わった」（三〇頁）と結論している。

第II部は、新たにハノーファー国王となったエルンスト・アウグストの行った憲法廃止にゲッティンゲン大学の七教授が抗議した事件を取り上げている。

一八三七年にウイリアム四世が没し、ハノーファー国王に即位したエルンスト・アウグストは、一八三七年一月一日の勅命をもって憲法の廃止を宣言した。この勅令が憲法廃止の主な理由としている「ウイリアム四世が議会の同意なしに、憲法法案の一部を一方的に修正した」という議論は、十分根拠のある議論ではなかった(三二頁)と断定している。

一月一四日の勅令は、改めてすべての官吏に国王の忠誠を誓約することを要求したが、これに従うことは「官吏にとつて、憲法の廃止に間接に同意したことを意味した」。ゲッティンゲン大学教授も官吏であつたから、彼等も憲法に対する忠誠か国王に対する忠誠か、という二者択一を迫られる。この時の彼等の赤裸々な姿を筆者は、教授の一人ヤーコプ・グリムの著書からの引用を効果的に利用して描いている(三三―三四頁)。

ここにダールマン、ヤーコプ・グリムら七教授の憲法廃止に対する抗議書が、「大学問題に関する指導的な合議制官庁である大学監督局」に一八三七年一月一八日に発送された。大学監督局が抗議書を手元にとどめ、外部にもらさないように努力したにもかかわらず、抗議は、二・三日のうちに全ドイツ中に知れ渡り、内外の新聞に報道された。そのため大学法廷での七教授に対する尋問は、どのようにして抗議書の内容が流布したのか、という問題に限定された。三教授(ダールマン、ヤーコ

プ・グリム、ゲルヴィーヌス)は、抗議書の内容を外部に示した事実は認めしたが、抗議書の発送前に内外の新聞に情報を提供したことはなかったと、証言した(四〇頁)。このさい筆者は、ハンス・キュックの「ゲッティンゲンの七人…一八三七年における彼等の抗議と罷免」(一九三四年、翻刻一九六五年)に収録された議事録(第一〇章注四)に基づいて記述している。

国王と事実上の首相シェーレの一切の法的手続きを無視した七教授の罷免、教授、学生、ドイツ国民の反応がこのあと紹介される。ドイツ国民の反応として紹介されている「国民的規模の政治運動の最初の例」といわれる、「ゲッティンゲン協会」の失職した教授たちのための五年間にわたる募金活動の記述は興味深い。

第III部は、一八四〇年憲法の成立にいたるまでの議会と国王との対立と、一八四〇年憲法の内容を取り上げている。

一八三九年四月、バイエルンは、エルンスト・アウグストによる憲法廃止は、憲法の修正は立憲的な方法でのみ行うことができるという「ヴィーン最終議定書第五六条」に違反しているという理由で、ドイツ連邦議会に対して、「ヴィーン最終議定書第五六条が守られていないことを遺憾に思うと宣言し」、「ハノーファー政府に形式的な合法的状态」を維持するよう勧告することを提案した。オーストリアはハノーファーへの連邦議会の干渉に反対する逆の提案を行い、一〇対六で可決させてしまった。一八二七年のブラウンシュヴァイクの憲法闘争(第一章注一)の場合は、「ヴィーン最終議定書第五六条」によって

干渉した同じ連邦議会が、ハノーファーの憲法闘争では第五六条の原則を放棄した。ここにドイツ連邦は、「連邦自身がそれに基づいている法的基礎を破壊し、ドイツ連邦とは別のドイツ統一の形式の必要を人々に痛感させることになった」(五三三頁)。この筆者の判断は、故千代田寛教授の論文「『ゲッチンゲン七教授追放事件』の史的考察：国家権力と大学」〔広島大学教育センター、大学論集(その四)〕九九頁に示された判断と大差がない結論となつてゐるが、これは同一史料に依拠してゐるために生じたやむを得ない結果と考えられる。

一八四〇年の憲法に關しては、一八三三年憲法に比べて議会の立法の権能は制限されたが、憲法の改正に議会の同意が必要であること、議会の立法への決定的な関与と個人の基本権が憲法によつて保証されている点で、ハノーファー王国は近代立憲国家であり続けたと結論するが、そのさい個人の基本権に關する新憲法の五条項と一八三三年の憲法の五条項を対比させ、それらの間に殆ど相違がないことを指摘してゐる(五六一五七頁)ことが、上記の結論の説得力を強めてゐる。

さらに副論文「フリードリヒ・クリストフ・ダールマンの政治思想」について述べるならば、この論文に記されている人民主権論によつてでなく、伝統的(ゲルマン的)な法意識によつて基礎づけられた彼の抵抗権の理論と、「私が法の武器をもつて、死を免れない王が一時の誘惑から現行法に違反して始めたことと戦う時、私は不死の王、政治の合法的な意志のために戦う」という言葉に示される立憲主義的国家観とは、ゲッティン

ゲンの暴動のさいには軍隊による革命の弾圧を支持し、エルンスト・アウグストの憲法廃止に対しては、職を賭して抗議した彼の言動を支えるものであつたと言える。

東畑君の学位請求論文の意義は以下の通りである。

1 本論文は、ハノーファー国王の憲法廃止とゲッティンゲン大学七教授の良心的決断の衝突のうちに、一八三〇年代における政治的自由主義の受難をみて、しかもそれをプロイセン流の改革前史と三月革命における政治的自由主義の高揚と挫折の中間に位置づけるといふ筆者の問題意識に即したものと評價しうる。

2 日本のドイツ史研究は、プロイセンに集中し、他の連邦に關する研究は極めて少ないのであるが、ハノーファーの国制史を対象とする本論文は、その穴を埋める役割を果たすものである。なお本文に付された二つの憲法の全訳は、ハノーファー国制史の貴重な史料として評価し得る。

3 ダールマン、ヤーコプ・グリム、アルブレヒトなどの事件当時の著作や史料、その当時刊行された史料に広く当たつており、実証性の面でも高い評価を有する。

これらの意義と同時に本論文の問題点が指摘される。

1 本論文で引用されている史料は、印刷された刊行史料あるいはキュックなどのスタンダードといえる文献に収録された史料であり、未公開史料は発掘、利用されていない。

2 本論文は、第三部の論文審査で触れた故千代田寛教授の前掲論文「『ゲッチンゲン七教授追放事件』の史的考察」が主

として大学史の観点から書かれているのに対して、国制史の観点から書かれており、千代田論文の触れていない一八三三年憲法の成立前の議会やダールマンの憲法法案などについて記してはいるが、その内容において千代田論文と重複するところも少なくない。これは両論文とも依拠した文献が同じものである場合が少なくないことからきているものと思われる。

3 本論文に「付」として添えられた二つの憲法の他に、本論文でしばしば言及される一八一九年の憲法の翻訳が添付されていたならば、本論文の史料的价值は一層高まったものと考えられる。

以上のような問題点にもかかわらず、本論文は、一八三一年から一八四〇年に至るハノーファー王国の憲法の発展を詳細に追及したもので、ドイツの自由主義史及び国制史に対する貴重な貢献であり、文学博士の学位に十分値する労作と認められる。

論文審査担当者

主 査 慶應義塾大学 文学部教授 坂口 昂吉

文学研究科委員

副 査 慶應義塾大学 名誉教授 寺尾 誠

副 査 明治大学政治経済学部教授 三宅 正樹

文学博士

学力確認担当者 慶應義塾大学名誉教授 森岡敬一郎

創価大学 文学部教授